

預ける・通う



保育施設など

・保育所（園）

保護者が働いていたり、病気になってしまったりして、家庭でお子さんの保育ができないとき、保育所（園）がかわって保育する施設です。

・地域型保育

保育認定を受けたお子さん（0歳～2歳児）を預かり、家庭的な環境の中で心身ともに健やかに育成する施設です。

※小規模保育…少人数（定員6～19人）を対象に、きめ細かな保育を行います。

・認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育てを行う施設です。

⇒保育幼稚園課

幼稚園

幼稚園は、満3歳から小学校就学前のお子さんを教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

⇒保育幼稚園課

一時的な預かりなど

※直接施設に申込みをしてください（手続きとして申込書の提出、面接等があります）。

・一時預かり保育

保護者が仕事や病気、出産、介護、冠婚葬祭の事情や、その他家庭保育が一時的に困難となった場合に、お子さんを保育所（園）等で預かります。

⇒保育幼稚園課

⇒こども支援課

・病後児保育

病気の回復期で集団保育が困難なお子さんを、保護者の勤務などで保育ができない場合に、一時的に保育を行います。

⇒保育幼稚園課

・休日保育

日曜日や祝日に保護者の勤務などで、児童の保育が必要な場合に、一日単位で保育園が利用できます。

⇒保育幼稚園課

・子育て短期支援（ショートステイ）

保護者の病気、その他の理由により、家庭でお子さんを養育することが一時的に困難となった場合に宿泊を伴った一時預かりを行います。

⇒こども支援課